⑷　電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後３年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は２以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。また、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とする電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以降３年以内の本邦内と本邦外との通信量の比率を記載すること。

8　６の欄の記載は、次によること。

⑴　氏名又は名称の欄は、次によること。

ア　法人団体の別の欄は、法人又は団体の区別により該当する□にレ印を付けること。

イ　申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び代表者名の欄に代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

⑵　住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9　７の欄は、法第６条第１項第６号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10　８の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第１項及び第15条の５第１項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月１日」の場合は「H16. 10. 1」のように記載すること。

11　９の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

12　10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

13　11の欄は、施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14　13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の５第１項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

17　16の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。

18　17の欄は、次の区分に従い、記載すること。

⑴　免許の申請の場合

希望する識別信号